

長 建 産 発 第 1 1 号  
令 和 2 年 4 月 2 2 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会  
会 長 谷 村 隆 三  
[ 公 印 省 略 ]

緊急事態宣言の対象地域拡大を受けた  
在宅勤務（テレワーク）の更なる推進について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

4月16日に開催されました第29回新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「基本的対処方針」が変更され、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大されました。

また、総理より、「今後、ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することを、まん延防止の観点から絶対に避けるよう、住民の方々に促していただくようお願いいたします。」との発言や、「この緊急事態を5月6日までの残りの期間で終えるためには、最低7割、極力8割の接触削減を何としても実現しなければなりません。」との発言がありました。

これを踏まえ、今般、全国建産連を通じ国土交通省より、まん延防止の観点から全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいで人が移動することを避けることについて、周知依頼がまいりました。

また、特定警戒都道府県※以外の特定都道府県においては、各都道府県知事からの要請内容等も踏まえ、テレワークの更なる推進に取り組んでいただくよう、要請がまいりましたのでお知らせ申し上げます。

※ 特定警戒都道府県：東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県 及び福岡県の13都道府県